

空き家データベースシステムの設計・開発事業を実施する者の公募についての公示

令和7年4月9日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、空き家データベースシステムの設計・開発事業を実施する者の公募について公示いたします。

1. 公募対象事業及び事業件数

空き家データベースシステムの設計・開発事業 1件

2. 事業目的

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の取組が進展してきたところであるが、さらなる空き家対策の強化を図るため、特定空家等の状態となる前の段階から活用や適切な管理を促進する観点で同法が改正され、令和5年12月13日より施行している。また、令和6年4月発表の統計調査によると空き家数は900万戸と増加を続けており、依然として空き家対策は喫緊の政策課題である。

一方、令和3年9月施行の「デジタル社会形成基本法」では、国も地方公共団体も、適切な役割分担を踏まえて、デジタル社会の形成に関する施策を実施する責務を有すると位置づけられており、近年のデジタル技術の進展を踏まえ、様々な政策分野においてデジタル技術の活用が求められている。

市区町村が行う空き家対策においては、空き家所有者の探索などの業務において職員が公用請求により情報を収集する、また、取得した情報を手作業により入力するなど、アナログな方法で業務が行われている現状がある。また、これらの情報がデータベース化されている場合でも、データ項目等が市区町村ごとに異なり、集約や比較分析を行う場合に多大な労力を要している。

そこで、市区町村等が空き家対策の事務を行う際に活用可能な空き家データベースシステムを整備することにより、市区町村等の業務の負荷低減、効率向上等を図ることとする。

3. 予定価格

480,000千円

4. 補助率

定額

5. 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年7月上旬から令和8年3月31日まで

6. 募集要項、評価基準及び標準仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和7年4月9日(水)から令和7年5月29日(木)まで

(2) 交付方法

募集要項、評価基準及び標準仕様書等の交付を希望する場合は、あらかじめ「8. 担当部局等」の担当者宛に連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 交付資料の一覧

- ① 空き家データベースシステムの設計・開発事業_募集要項
- ② 提案書等作成要領
- ③ 見積書様式【参考】
- ④ 評価要領
- ⑤ 技術点評価表
- ⑥ 技術点評価におけるガイドライン
- ⑦ 空き家データベースシステム標準仕様書(業務要件・機能要件・非機能要件)
- ⑧ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙1_知的財産権の帰属、サービス利用料の設定等に係る遵守事項
- ⑨ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙2_業務フロー・ツリー図
- ⑩ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙3_ユースケース一覧
- ⑪ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙4_機能一覧・機能要件一覧
- ⑫ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙4_機能一覧・機能要件一覧_附属資料_処理フロー(公用請求)
- ⑬ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙4_機能一覧・機能要件一覧_附属資料_処理フロー(通知)
- ⑭ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙5_画面・遷移設計書
- ⑮ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙5_画面・遷移設計書_附属資料_表示項目定義書
- ⑯ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙6_帳票設計書
- ⑰ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙7_データ項目一覧
- ⑱ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙8_ER図
- ⑲ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙9_外部インタフェース一覧
- ⑳ 空き家データベースシステム標準仕様書 別紙10_外部システム連携項目一覧

7. 証明書、総合評価資料等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月30日(金) 12時00分

(2) 提出先

「8. 担当部局等」に同じ

(3) 提出書類

交付資料の「提案書等作成要領」に基づいた提案書を作成すること。

(4) 提出方法

下記の要領で提出書類を「8. 担当部局等」に記載のメールアドレス宛に対して、電子メールにて送信すること。

- ✓ 「設計・開発費用の参考見積」、「令和8年度以降の運用・保守費用（年額）の参考見積」及び「提案書」については、提案者名が読み取れるものを1部と、提案者名がマスキングされたものを1部送信すること。その他の提出書類については、提案者名が読み取れるものを1部送信すること。
- ✓ 送付後、同担当部局に電話連絡を行い、提出物の受信を確認すること。
- ✓ 申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「（応募申請）空き家データベースシステムの設計・開発事業」とすること。
- ✓ 使用可能なフォーマットは以下のとおりとする。これ以外での提出は無効とする。
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft PowerPoint」「Just System 一太郎」「PDF」。

8. 担当部局等

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 空き家データベースシステム担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8111（内線 39354、39357）

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp